

## 発議案第6号

令和7年度北上市一般会計補正予算(第9号)及び令和7年度北上市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)に対する附帯決議について

令和7年度北上市一般会計補正予算(第9号)及び令和7年度北上市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和7年10月29日提出

提出者 北上市議会議員 佐々木 護

賛成者 北上市議会議員 原 利光

同 藤原常雄

同 三宅 靖

### 提案理由

令和7年度北上市一般会計補正予算(第9号)歳出の8款4項1目「都市計画総務費」の「駐車場事業特別会計繰出金」と、それを受けた令和7年度北上市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)歳入の1款1項1目「使用料及び手数料」の「本通り駐車場使用料」の減免措置は、税の使途としては不適切な対応であり、そのような自体に陥った経緯を明らかにする必要があることと、一定の経過措置としての対応であるが、最終的な努力目標を設定して取り組むべきと考えることから、提案しようとするもの。

## 令和7年度北上市一般会計補正予算(第9号)及び北上市駐車場事業特別会計 補正予算(第2号)に対する附帯決議

北上市営本通り駐車場は、ツインモールプラザを管理運営している北上都心開発株式会社にその管理を委託していたが、利用料金制による割引サービスのうち、特に買い物客への2時間無料サービスについて、本来は利用者またはテナントが負担すべきサービスであるにもかかわらず、管理者である北上都心開発株式会社が一部負担していた事が判明した。そのサービスの一部及びテナント契約については民法第605条による訴訟とならないようにするためには継続せざるを得ず、新たな指定管理者へ移行するにあたって、約1年5ヶ月の期間を設けて市が負担して対応しなければならなくなつた。このことは、税の公平性の観点からは認めがたいものであるが、ツインモールプラザ再生スキームの成立のために、必要な措置と判断せざるを得なかつた。そこで、これらの補正予算の執行に当たつては、次の点について対応を求めるものである。

### 記

1. 北上都心開発株式会社が北上市営本通り駐車場を管理するに当たり、2時間無料サービス料を補填していた経緯は、新たな調査によって明らかになったとの説明だったが、本来は決算書からも推察できたはずだった。市は、内部監査において、市として不適切な対応は無かったと結論づけているが、北上都心開発株式会社の経営危機から今般の予算補正に至るまでの一連の流れは、市民の行政に対する信頼を損なうことにつながりかねない事態である。そこで、駐車場利用料金の点だけではなく北上都心開発株式会社全体に対する市の関与の仕方が適切だったのか、第三者委員会による検証、または外部監査の導入によりその全ての経緯を明らかにし、その結果を議会や市民に示すこと。
2. この経過措置は、令和9年3月31日までであるが、その期間中に新たなテナントとの契約や既存テナントとの契約更新の際にも、駐車場利用料金は、本来は利用者が負担するものであること、又は買い物等の利用をして頂いたテナントが負担するものであることをテナント側にも認識して頂いた上で契約を締結すること。さらに、経過措置終了時には市が補填することが無いようにすること。

以上、決議する。

令和7年10月29日

岩手県北上市議会